

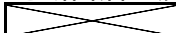
## 第2回地域自治組織等小委員会資料

資料	総合支所を基本とした地域自治組織の選択肢	1 ページ
資料	地域自治組織における協議会等の形態例	2 ページ

総合支所を基本とした地域自治組織の選択肢

類型	選択肢	総合支所事務所		地域自治区事務所		合併特例区事務所		協議会等の形態	設置期間	設置期間満了後の選択肢	備考
		事務所	支所長	事務所	区の長	事務所	区の長				
活用型			一般職					仮称 地域住民会議（附属機関）	永年		総合支所に地域振興担当を配置
			助役を置き、支所長の職務を事務取扱					仮称 地域住民会議（附属機関）	永年		総合支所に地域振興担当を配置
地域審議会型			一般職					地域審議会	10年程度	、 、 、	総合支所に地域振興担当を配置
			助役を置き、支所長の職務を事務取扱					地域審議会	10年程度	、 、 、	総合支所に地域振興担当を配置
一般型			一般職	<del>総合支所が兼ねる</del>	<del>支所長が事務所長を兼務</del>			地域協議会	永年		総合支所に地域振興担当を配置
			助役を置き、支所長の職務を事務取扱	<del>総合支所が兼ねる</del>	<del>助役が事務所長の職務を事務取扱</del>			地域協議会	永年		総合支所に地域振興担当を配置
合併自治区型			一般職	<del>総合支所が兼ねる</del>	<del>支所長が事務所長を兼務</del>			地域協議会	10年程度	、 、 、	総合支所に地域振興担当を配置
			助役を置き、支所長の職務を事務取扱	<del>総合支所が兼ねる</del>	<del>助役が事務所長の職務を事務取扱</del>			地域協議会	10年程度	、 、 、	総合支所に地域振興担当を配置
			<del>区長が支所長の職務を事務取扱</del>	<del>総合支所が兼ねる</del>	区長（特別職）			地域協議会	10年程度	、 、 、	総合支所に地域振興担当を配置
合併特例区型			一般職				長（特別職）	合併特例区協議会	5年以内	、 、 、	合併特例区事務所が地域振興を担当
			一般職				長（特別職、助役を兼職）	合併特例区協議会	5年以内	、 、 、	合併特例区事務所が地域振興を担当
			<del>合併特例区の長が兼職</del>				長（特別職、支所長を兼職）	合併特例区協議会	5年以内	、 、 、	合併特例区事務所が地域振興を担当

注1) 地域自治区及び合併特例区は、関係町村の区域を単位として設置するものと仮定した。

注2)  の部分は、兼ねて設置することにより不要となるもの。

資料 地域自治組織における協議会等の形態例

地域自治組織における協議会等の形態例（タタキ台）

名称	設置根拠	設置期間	権限	構 成 員				会長及び副会長		備 考
				定数	任期	選任方法	解任方法	選任方法	解任方法	
(仮)地域住民会議	地方自治法第138条の4	永年	1 町長が諮問した事項又は必要と認める事項に関し、意見を述べるができる。 当該地域の振興に関する事項 当該地域を包括する総合支所の事務に関する事項 町と当該地域に住所を有する者との連携の強化に関する事項	15人以内	4年	設置区域に住所を有する次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。 公共的団体に所属する者で当該団体が推薦する者 行政区の長 識見を有する者 公募による者	次に掲げる場合は、失職する。 当該区域に住所を有しなくなった場合 公共的団体が推薦を取り消した場合 行政区の長でなくなった場合	構成員の互選とする。	構成員でなくなった場合は、失職する。	事務局～総合支所地域振興担当
地域審議会 (一般自治区)	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4	10年程度	1 合併町村が処理する当該区域に係る事務に関し、合併町村の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併町村の長に意見を述べるができる。	15人以内	2年	設置区域に住所を有する次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。 公共的団体に所属する者で当該団体が推薦する者 行政区の長 識見を有する者 公募による者	次に掲げる場合は、失職する。 当該区域に住所を有しなくなった場合 公共的団体が推薦を取り消した場合 行政区の長でなくなった場合	構成員の互選とする。	構成員でなくなった場合は、失職する。	事務局～総合支所地域振興担当
地域協議会	地方自治法第202条の5	永年	1 町長その他の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、町長その他の機関に意見を述べるができる。 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項 町が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項 町が処理する事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項 2 施策に関する重要事項で地域自治区の区域に係るものの決定、変更の際し、あらかじめ意見を述べること。	15人以内	4年	設置区域に住所を有する次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。 公共的団体に所属する者で当該団体が推薦する者 行政区の長 識見を有する者 公募による者	次に掲げる場合は、失職する。 当該区域に住所を有しなくなった場合 公共的団体が推薦を取り消した場合 行政区の長でなくなった場合	構成員の互選とする。	構成員でなくなった場合は、失職する。	事務局～総合支所地域振興担当
地域協議会 (合併自治区)	市町村の合併の特例に関する法律第5条の5	10年程度	1 町長その他の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、町長その他の機関に意見を述べることができる。 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項 町が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項 町が処理する事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項 2 施策に関する重要事項で地域自治区の区域に係るものの決定、変更の際し、あらかじめ意見を述べること。	15人以内	2年 (法定は4年)	設置区域に住所を有する次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。 公共的団体に所属する者で当該団体が推薦する者 行政区の長 識見を有する者 公募による者	次に掲げる場合は、失職する。 当該区域に住所を有しなくなった場合 公共的団体が推薦を取り消した場合 行政区の長でなくなった場合	構成員の互選とする。	構成員でなくなった場合は、失職する。	事務局～総合支所地域振興担当
合併特例区協議会	市町村の合併の特例に関する法律第5条の18	5年以内	1 合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併町村が処理する事務であって当該合併特例区の区域に係るものに関し、合併町村の長その他の機関により諮問された事項又は必要と認める事項について、審議し、合併町村の長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べることができる。 2 規約で定める合併町村の施策に関する重要事項であって合併特例区の区域に係るものの決定、変更の際し、あらかじめ意見を述べること。	15人以内	2年	設置区域に住所を有する者で合併町村の議会の議員の被選挙権を有する次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。 公共的団体に所属する者で当該団体が推薦する者 行政区の長 識見を有する者 公募による者	次に掲げる場合は、失職する。 当該区域に住所を有しなくなった場合 合併町村の議会の議員の被選挙権を有しなくなった場合 公共的団体が推薦を取り消した場合 行政区の長でなくなった場合	構成員の互選とする。	構成員でなくなった場合は、失職する。	事務局～合併特例区事務所